

インタビュー・制新政意

県新行財政システム推進課

安達正司課長に聞く

委託から代行へ、「公の施設」の管理運営

**民間参入を促しサービス向上と経費節減を目指す
指定管理者制度**

地方自治法第二四四条の二の改正で平成十五年九月に「指定管理者制度」が施行された。これに伴い県も来年二月の県議会に条例改正案を提出、平成十八年度から指定管理者による県の施設の管理を行う体制に移行する予定だ。この新しい「指定管理者制度」が意図するものやその効果、制度の仕組み、導入プロセスなどについて、安達正司県新行財政システム推進課長に聞いた。



安達課長

PFIが公共施設の建設と管理運営の両方を民間に委ねるシステムであるのに対し、指定管理者制度は公共施設の管理運営だけを任せた制度と言えます。いずれにしても、

安達 県や市町村の施設は従来は自治体が県だけでなく市町村も行うので、官から民への流れはまた一段と加速することになる。指定管理者制度の狙いは何ですか。

出資している法人などに限定して委託する契約の形をとり管理を行ってきました。しかし、指定管理者制度は管理を代行してもらう形態であり契約とは異なる概念となります。この方法ですと、施設そのものは県の所有である点に変更はありませんが、指定管理者になること施設の使用の許可など处分性のある事務も行えるようになり、従来の委託契約ではできなかつたことができるようになる点が最大の相違点です。代行できる指定管理者には株式会社やNPO法人もなれますが、個人は対象外です。もちろん、従来委託を受けて管理を行ってきた財団や公社などの法人も指定管理

設の管理運営は、自治体が直営する施設か、指定管理者に代行してもらう施設かの二種類だけになります。この制度は、民間が多様で高度な能力を持つ時代になり、施設管理の担い手の範囲を広げることで、住民へのサービスの向上とともに行政コストの縮減を図る目的で創設されたものです。その背景には、国と地方の財政事情の悪化、小泉内閣の官から民への改革の流れ、規制緩和の促進、行政システムに市場原理を持ち込むニュー・パブリック・マネジメントの考え方などがあります。この制度の導入によって、行政組織はヨーリスリムになり、民間にはビジネスチャンスが生まれて地域が活性化する効果が期待できま

県の場合、この制度が適用される施設の対象範囲はどこまでですか。また、対象施設の数はどうなりますか。

安達 公の施設としては、道路や学校や福祉施設などいろいろあります。そのうち、道路や学校など個別の法律で施設の管理主体が限定されている場合はこの制度の対象外となります。しかし、公園、福祉施設、体育館、

文化施設、県営住宅などは指定管理者制度の対象となります。県の場合、これまで委託の形式をとってきた施設が百三十九あります。が、この中で県直営にした方が良いと判断された施設は現在のところありませんでした。従つて、この百三十九施設のすべてが指定管理者制度の対象となります。

導入へのプロセスは

安達 現在、管理委託中の施設を指定管

者制度に移行

する場合は三年間の経過措置があり、十六年度は関係条例の整備を行います。条例は施設ごとに設置条例があり、それぞれの条例文に「指定管理者に管理を行わせる」という文言を入れなければなりません。この設置条例のほかに、指定管理者を選ぶための手続きを定めた通則条例を制定する予定です。これら全部を合わせると県議会に提出する条例案は三十四本になる予定です。指定管理者になりたい団体の公募は平成十七年度に行うことになります。そして、候補者を選定する作業、県議会による選定を承認する議決、県知事による指定管理者の指定、県と指定管理者との協定の締結などの過程を経て、実際に指定管理者が施設の管理業務を開始するのは平成十八年度からになります。

指定管理者をどのように方法で選ぶかを決める基準も必要ですね。

安達 何よりも、住民サービスの向上と行政コストの削減が達成されるかどうかが基本的な基準になります。また、施設の設置目的

制度の目的

多様な能力の活用

多様化する住民ニーズへ効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図る

<法改正後>

県や市町村が指定する者（指定管理者 = 特段の制約がなく、民間事業者の参入が可能）に管理を代行させる

地方自治法の改正と公の施設の管理

<法改正前>

県や市町村が出資している一定の法人等に対してのみ、管理を委託できる

者制度に移行する場合は三年間の経過措置があり、十六年度は関係条例の整備を行います。条例は施設ごとに設置条例があり、それぞれの条例文に「指定管理者に管理を行わせる」という文言を入れなければなりません。この設置条例のほかに、指定管理者を選ぶための手続きを定めた通則条例を制定する予定です。これら全部を合わせると

問題は指定管理者になれる民間の組織があるかどうかでしょう。都市部では能力のある民間組織があるだろうが、地方にはない場合が多いのではないか。地域間で格差があることが予測できる。また、従来委託を受け続けてきた財団や公社などが指定管理者から外れると雇用問題が発生することもある。安達 確かにこの制度は独自に管理運営のノウハウを開発し利用効率を高めたり、コスト運営を行ったり、創意工夫や業務改善が問われる制度です。また、指定管理者になりたい団体同士で適度な競争を行ってもらうことで、受益者である県民へのサービスの向上に貢献することを目指しています。ただ、中には受け皿が整っておらず指定管理者になる者がいない地域や業務分野もあるでしょう。だからといって、首都圏から優れた事業計画内容の申請があり県内の民間が太刀打ちできないようでも困ります。そのようなことが起らぬよう受けていくことも今後の課題になっています。その意味も含めて県では新分野進出のためのセミナー開催等の事業を行っています。また、現在、施設の管理運営を受託している公社等が指定管理者になれなかつた場合、公社等の職員の雇用問題つながるかもしれません。そのようなことから、公社等においても現在の業務を原点に戻つて見直してサービス向上と経費節減にさらに努めてもらう必要があるでしょう。

欧米諸国で導入している市場化テストの考え方によれば、これからは積極的に指定管理者の収入にすることができます。料金収入のない施設の場合は従来のように指定管理者に県から管理委託費が支払われることになります。